

豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第2回）

1 日 時 令和2年12月21日（月）午前10時～午前10時53分

2 場 所 豊川市役所 本庁舎3階 委員会室

3 出席者 【委員】

権田 晃範 委員（会長）	伊藤 憲男 委員（会長職務代理者）
小野 泰裕 委員	柿野 美智代 委員
上澤 勉 委員	神谷 美也子 委員
河合 美恵子 委員	酒井 雅喜 委員
塚越 京子 委員	前原 恵介 委員

4 審議会進行次第

議題の審議

会 長 : それでは、ただ今から第2回豊川市特別職報酬等審議会を開会します。
本日は、お忙しい中委員の皆さま全員にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回の会議において、人事院勧告に基づいた期末手当の0.05か月分の引き下げ、地域手当の経緯等についてご発言をいただきました。

皆様に議事録を送付いたしました。ご意見、ご質問等がありますか。

<異議なし>

特段ご意見等ありませんので、ご承認いただけたものといたします。また、委員の皆様より、事務局へ追加資料の要望等はなかったと伺っておりますので、引き続き答申に向けて話し合いを進めてまいります。

議題1「議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について」、前回事務局から説明のありました資料や議論を踏まえ、引き続きご審議をいただくわけですが、前回ご欠席の委員もいらっしゃいますので、事務局から補足説明等ありましたらお願いします。

<事務局説明>

会 長 : それでは、今の事務局の説明も踏まえまして、審議を進めたいと思います。ご質問等ありますか。

委 員 : 本日配布された資料において、他市の協議の結果について「据え置き」と出ていますが、経済が悪化している状況の中でこのような判断を行った理由についてご存じでしょうか？

事務局 : 豊橋市においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別職の給料等について、5月からの11か月間において10%の減額を実施している点が考慮されております。また、人事院勧告の内容に準拠したと確認しております。

新城市においては人事院勧告に従うことが合理的であると確認しております。

委員：そういったことであれば仕方がないと思われませんが、前回の話し合いにおいて、「市民の方が納得できる」ことがポイントであるとの意見が出されていました。

市民は人事院勧告の内容を知っているのでしょうか。豊川市が人事院勧告に従うということを周知しているのかが良く分からなかったため、どうすべきかというところが悩みどころでした。

会長：人事院勧告の内容は、市民の方へ周知は行っていますか。

事務局：人事院勧告の内容を個別にお知らせすることはありませんが、人事院勧告の内容に準拠したということであれば、その旨を答申に盛り込んで公表させていただくこととなります。

委員：どのような方法で周知を行いますか？

事務局：まずは審議会でいただいたご意見を市長へ示させていただくこととなりますが、その後、ホームページ等において周知します。

委員：職員の給与については、広報とよかわ12月号で市民向けに示されておりますが、「詳細については市のホームページをご覧ください」という形です。これを見てそこまでとり着ける方は限られていると思います。広報やホームページ等、様々な媒体で周知を行い、多くの方の目に入ることになれば、どのような結果であろうと、ある程度市民は納得するものと思われま。今日の結論をどうするかということ以上に、市民に対して分かりやすく周知する方法をご検討いただきたいです。

委員：豊橋市の「据え置き」とした理由の報告において、5月からの減額については答申の中で述べられているのですか。

事務局：答申ではなく、豊橋市の報酬審議会の協議内容がホームページに掲載されており、その中で5月からの減額が考慮された点について述べられています。

委員：市長自らが減額するとなると条例改正が必要となります。今回市長が新しく就任されましたが、方針は変わるのですか。

事務局：市長が代わられたことによる個別確認は行っておりません。

委員：本市における議員の皆さんから、コロナ禍における報酬の減額等について何かご意見等はございましたか。

事務局：特にそういった議論があった旨については承知しておりません。

委員：豊橋市は11月24日に審議会を開催しており、協議の結果「据え置き」ということですが、一方で5月から10%を減額しているということとなると状況が呑み込めません。来年度以降も据え置きであるのか、あるいはさかの

ぼって据え置きとしているのかどうということなののでしょうか。自主的に返納したということでしょうか。

事務局：自主的に減額を行い、減額した分をコロナ対策基金として積み立てているということで確認しております。

委員：審議会の結論に関わらず、自主的に10%減額をしたということですか。また減額を踏まえたうえで今回の審議会の結論を得たということでしょうか。

事務局：4月の臨時議会において条例改正を行い、市長だけでなく、副市長、教育長も同様に5月から令和3年3月までの11か月の間において減額を実施するという確認しております。

また、議員については6月議会で改正を行い、7月から令和3年3月まで10%の減額を実施しており、それらのことが据え置きとした要因の一つとして挙げられております。

委員：条例でもって5月以降より減額した金額を、審議会が追認したということでしょうか？

事務局：基本額は変わりませんが、市長が受け取る金額を減らしたものであります。10%の減額を決定する際には審議会は開催しておりません。特に追認した経緯については確認しておりません。

また、議事録からは4月以降は「元に戻す」との発言があり、今年度のみへの対応と思われまます。

委員：給料の額について「据え置き」とするというものであり、10%の減額について答申を行っているということではないと思われまます。また、4月以降についてはまだこれから決めていく内容であるということと思われまます。

三役の減額についても公職選挙法の関係もあつて、条例改正による実施が必須であると思われまます。

会長：条例改正でもって、5月あるいは7月から単年度で10%の減額を実施、また、審議会において、来年度の報酬等の金額においては据え置きとし、新年度からは減額前の金額に戻るものと見受けられまます。

委員：前回の話し合いにおいて、決算の状況を待つから検討を行うという意見がありました。議論のタイミングを来年の後半まで待つという点には違和感を感じまます。

利益が出ており、それを分配するために決算の状況を待つというのは分かりまます。そういった意味では豊橋市は動きが速かつたと思う一方で、自主的な動きによる減額については審議会で議論をする内容ではないとも思うので、現在の状況を踏まえる中で方向性を出せば良いと考えています。

しかしながら、審議会においてどのぐらい下げたほうが良いかという数字を示すことが難しいのも事実です。

ただ、苦しい状況の時には数字が分からないので「据え置き」とし、これから頑張らなければいけないというタイミングの際に、決算状況が分かつたので「減額」とするのは、後手に回っていると感じまます。

- 委員：本来であれば豊橋市のようなやり方が良いと思われます。現状を鑑みた議論があってしかるべきと思われますし、待ってからというよりも自主的な考えの中で進めていくことが本来はベストであると思われます。
今回は少なくとも上げる状況ではないが、現時点における具体的な方向を示しづらい状況であるため、リーマンショックの時のように決算状況が分かってから改めて議論する方法も一つではないかと思いました。
- 委員：企業というのは3月に決算が出て、業績に対して給与や賞与の金額がすぐに決まることとなりますが、今のタイミングでは難しい状況であると思われます。
報酬審議会の中では基本となる金額を決めていくという考え方であり、先ほどの豊橋市のように何かあったときには、その時々に応じた対応の仕方があると思われますが、基本となる金額は人事院勧告の内容に従うのが妥当であると思います。
ただ、自分たちの気持ちを汲んでいただいて、一時期における減額等についてご検討いただければと思います。
- 会長：基本となる金額を人事院勧告で示されている基準に従って行くことが審議会におけるベースの考え方としながらも、状況によっては現在の状況も踏まえる中で検討を進めていくこともご意見として賜ります。
- 委員：今回示された資料を参考にし、これまでのお話をお伺いする中では決めていくことが難しい状況であり、また、豊橋市や新城市の「据え置き」とした詳細理由が分からないので、最終的には市民が納得できるところで決めていかなければならないと思われます。
- 委員：自主的な減額が市民にとって理解を得られやすいと思われます。今回の審議会において、人事院勧告の準拠が理想ということであり、それについて市民の納得を得たいならば、自主的な動きがあったうえで勧告に従うということであれば、大変納得のいくものであると思われます。
- 会長：自主的な減額ということになると、審議会において議論する内容とはまた別の話ということになりますが、ただ、金額を上げる要素はない中で、自主的な減額といった考え方は一つの手法である点について、ご意見として賜ります。
- 委員：他市の結果を見た時に、当初は減額になるのではと思っていましたが、据え置きという内容で話が進んでおります。金額が上がるということは考えていませんが、働く者にとって生活を守る給料であるので安心はできると思いますが、市民の納得が得られるかどうかは分かりません。
- 委員：豊橋では10%下げるという話の中で、豊川の中ではそういった動きはなかった言うことで良かったでしょうか。
- 事務局：把握している情報の中ではそういった動きは確認しておりません。
- 委員：近隣市において減額を実施しているということで意識するところもありますが、0.05 か月分の減額というだけでは市民は納得しないと思います。自主的に動いたという行動があれば共感を得られやすいと思われま

す。近隣市でそういった動きがあったにも関わらず、0.05 か月分だけとなった場合には、一般市民の方は疑問に思われるかもしれません。

委員：本市の三役の給与額は、他市と比べて決して高くなく、財政状況を踏まえても、どちらかというといふ低めであります。

平常時において、元々低めに設定されているということ捉えれば、減額しないという状況が許されると思うが、今回の場合はリーマンショックの時よりも経済状況が深刻です。

一方で、特別職の方というのは、任意で選ばれた人たちであり、コロナ禍の中において支出が増加したとしてもそれは対策を取るための支出であり、財政状況が悪くなったからといって彼らに責任を負わせるのは違ふし、責めを負わせるのは違ふと思います。

ただあまりにも財政状況が悪化し、市民に痛みを伴っているときには、行政として痛みを伴う結果を出さざるを得ないと思われまふ。

今回の場合は、市の決算を経たうゑで痛みを分かち合う必要があるといふことは考えなければいけなふと思われまふ。

本日頂いた資料の、平成20年度当時の答申における、5、6番については良く吟味された内容であると捉えています。

会長：コロナ禍について市長に責任を負わせるのは正しい判断ではないと私も思われまふ。最終的には決算の状況を踏まえたタイミングでも遅くはないかといふご意見もあると思われまふ。

委員：市民が納得するのは減額するといふことであると思われまふが、減額するにしても目安となる決算の資料が現時点においてはなく、一方で仕事の量や実績が変わっていないのであれば、決算状況を見てからの減額でも良いのではないかと思われまふ。

ただ、市民が納得できるような広報の仕方といふのが必要ではないかと思われまふ。

会長：今日の資料から見えてきたのは、岡崎市、豊橋市、新城市については据え置きとなっている点、豊橋市においては自主的な動きでもって進めたといふところではあります、10%の減額を実施している点、市の令和2年度の決算状況をみて、臨時的に報酬審議会を開催し、その中で方向性を見出す手法が有効である点、報酬審議会の方向性として上げることはないが、下げるにしても目安が分からないといふ状況もあります。

改めまして、いったん据え置きとし、下げるにしても要因の分析を行い、決算を終えた段階で、改めて再度審議会を開催するといふ方針でよろしいでしょうか？

<異議なしの声>

会長：ありがとうございます。それでは、「据え置き」といふ方針でもって進めていくといふことで審議会の意見とさせていただきますのでよろしくお願いしまふ。

審議会の意見がまとまりましたので、答申に向けて今後の事務について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

会 長 : それでは、今事務局から説明がありましたが、答申の4「おわりに」の部分は、審議会の意見になるところですが、皆様よりご意見はありますか。

委 員 : コロナ禍において大変苦渋した、判断に苦しんだというところを盛り込んでいきたい。

委 員 : コロナ禍は入れないといけない。今年度の答申ですから現在の経済状況を踏まえなければいけない。

会 長 : 今回のコロナ禍における経済状況の中で、大変苦しんでいる方がいらっしゃいます。そのような状況で開催いたしましたので、様々な状況に対して触れていくことはおっしゃられるとおりでであると思います。

他にご意見等はございますか？

<特になし>

会 長 : 今日は第2回目のお話し合いでしたが、大変難しい状況の中で皆さんからご意見を頂き、答申案の方向が決まりました。4の「おわりに」については現在の状況を踏まえた文言を盛り込んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

今後も委員の皆様方には、答申案に対するご意見をいただくということでご協力いただくわけですが、会議につきましては、今回をもって終了となります。

委員の皆様のご活発なご参加、ご協議によって、審議会の意見をまとめることができました。深くお礼を申し上げます。

事務局の方から最後に何かありますか。

事務局 : 委員の皆様にご改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。お手数となりますが、後日お送りする答申案のご確認をお願いいたします。期日等につきましては、改めてご連絡をさせていただきます。

第3回目の審議会の開催日程を、年明け1月20日(水)午前10:00でお伝えしていますが、会議を行わずに会長から市長へ答申するという形に代えさせていただきたいと思っております。

なお、今回の答申と議事録につきましては、会長から市長への答申後に人事課のホームページ等で公開させていただきますので、そちらでもご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 : それでは、これで、豊川市特別職報酬等審議会を終了いたします。皆様本当にありがとうございました。

(10:53分 終了)